

II 県民との協働・連携



現況と県の取組

(1) 森林再生パートナー制度

継続した寄附と森林活動によって、企業・団体に「水源の森林づくり」へ協力いただくための制度です。寄附をもとに整備した森林の名称を「〇〇の森」とすることができる「ネーミングライツ」の仕組みを導入しています。

パートナーである企業・団体の皆様には、それぞれの森林などをフィールドとして活動いただいています。

パートナーの企業・団体 (2022年3月31日現在 34者)

神奈川トヨタ自動車(株)	三菱重エエンジン&ターボチャージャ(株)	いすゞ自動車(株)
キリンホールディングス(株)	共同カイトック(株)	(株)日新
連合神奈川	(株)カナエル	MHI パワーエンジニアリング(株)
鈴廣かまぼこ(株)	日本石油輸送(株)	アマノ(株)
(一社)神奈川県法人会連合会	三菱倉庫(株)	東芝プラントシステム(株)
タカナシ乳業(株)	富士通 Japan(株)神奈川支社	中日本高速道路(株)
JA グループ神奈川	伯東(株)	アコム(株)
ENEOS(株)	持田製薬(株)	トキコシステムソリューションズ(株)
(株)荏原製作所	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン(株)	(公財)小田急財団
鶴岡八幡宮槐の会	(株)WAKUWAKU	雪印メグミルク(株)海老名工場
横浜トヨペット労働組合	工藤建設(株)	
日揮ホールディングス(株)	(株)横浜銀行	

(2) 丹沢の緑を育む活動

多様な動植物相を持つ丹沢山地では、近年、広範囲にブナが立ち枯れ、林床植生とササの後退、土壌流出が大きな課題となっています。

広大な山地における効率的な自然環境保全には、県民の自発的な協力が必要です。県民参加による取組を推進する一環として、「丹沢の緑を育む集い実行委員会」を組織しています。森林衰退が著しい表尾根等で丹沢産樹木の苗を植樹し、モニタリングしています。また、堂平周辺では、ニホンジカの採食から森林を守るための防護ネット設置を、ボランティアとの協働で実施しています。



(植樹の様子)

これらの県民参加活動は、「丹沢大山自然再生計画」の主要施策に位置付けられており、今後もブナ林等の保全対策事業として定期的を実施していきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4y/03shinrin/midori.html>



(3) 里地里山の保全活動

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき、里地里山の多面的機能を発揮し、次世代に継承していくための取組を推進しています。土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等との連携・協働で取り組んでいる里地里山の保全等を支援するとともに、里地里山の魅力を発信する広報などを行っています。



(カボスの摘果)

(4) 流域環境保全活動

▶ 桂川・相模川流域協議会

相模川（山梨県内では桂川と呼ばれる。）は、山梨県の山中湖を源流とし、相模湾に注ぐ全長113kmの河川です。県では、水道水の約6割を相模川から得ており、その水質保全是、生活に直結する重要な課題です。この桂川・相模川の流域環境保全を目的に「桂川・相模川流域協議会」を設置し、行動計画となる「アジェンダ21 桂川・相模川」を策定しました。この協議会では、神奈川、山梨両県の市民、行政及び事業者等との協働により、流域の環境保全に取り組んでいます。

2021年度は、環境調査事業、クリーンキャンペーン、ウナギの生態と分布調査への支援など、様々な事業を実施しました。

<http://katurasagami.net/>



▶ 酒匂川水系保全協議会

酒匂川（静岡県内では鮎沢川と呼ばれる。）は、静岡県の富士山に源を発し、相模湾に注ぐ全長43kmの河川です。県では水道水の約3割を酒匂川から得ており、相模川と並ぶ、重要な河川です。この鮎沢川・酒匂川の水質保全を図るため、「酒匂川水系保全協議会」を設置しています。鮎沢川・酒匂川流域の環境を保全するため、静岡、神奈川両県の流域の市町及び事業者等が一体となった取組を行っています。

2021年度は、酒匂川フォトコンテストや酒匂川ふるさと絵本発表会を行うなど、様々な事業を実施しました。

<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/envi/environ/sakawa/p05757.html>



(5) ボランティア活動

地域や社会における多様な課題を、様々な主体と協働・連携して解決を図る協働型社会の実現に向け、「かながわボランティア活動推進基金 21」を設置するとともに、ボランティア活動を促進するため、次の事業を行っています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5258/>



1 協働事業負担金

地域社会にとって必要な公益的事業で、ボランティア団体等と県が対等の立場でパートナーシップを組み、取り組むことで一層の効果が期待できると考えられる事業を対象に、その事業に要する経費に対して応分の負担をします。

2 ボランティア活動補助金

地域や社会のニーズをとらえて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり展開したりする事業を対象に、その事業に要する経費の一部を補助します。

3 ボランティア活動奨励賞

地域や社会への貢献度が高く、他のボランティア団体等の活動のモデルとなり、今後さらに継続発展が期待できる活動に取り組むボランティア団体等を表彰します。

4 ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が中間支援組織等にその支援を委託して実施する事業です。